

## 尼崎市ALLYステッカーの配付に関する規約

この規約は、性の多様性の理解促進に向けた機運の醸成を目指し、多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決に向けて共に歩む、歩もうとする市民や事業者のALLY(アライ)養成のため、ALLYステッカーの配付について必要な事項を定めます。

- 1 「ALLY(アライ)」とは、多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決に向けて共に歩む、歩もうとする人をいいます。
- 2 市民とは、本市の区域内に住所もしくは勤務場所を有し、または本市の区域に存する学校等に通学する者をいいます。
- 3 事業者とは、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体（国・地方公共団体を除く。）をいいます。
- 4 「ALLYステッカー」とは、多様な性自認や性的指向に関する社会課題や現状を知り、その解決に向けて共に歩む、歩もうとする姿勢や気持ちを周囲に示すために貼付するものをいいます。
- 5 ALLYステッカーの配付を希望する市民、事業者は、次のとおり手続きを行います。
  - (1) ALLYステッカーの申込書を市に提出します。
  - (2) いずれかの自主学習・研修を行い（理解度の確認）、研修の感想を市に提出します。
  - (3) 市が配付するALLYステッカーを従業員や顧客等の多くに人の目に触れる物や場所に貼付します。
- 6 ALLYステッカーは再加工をしたり、転載したり、公序良俗に反する印刷物やサイトでは使用しないでください。

以 上